

第 27 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和 3 年 3 月 5 日 19 時 00 分）

第二分庁舎 6 階 災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは、ただいまから第 27 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催させていただきます。はじめに黒岩本部長、よろしくお願いします。

（本部長（知事））

はい、お疲れ様です。本日、本県を対象地域とする緊急事態宣言が、3 月 21 日まで延長されました。

感染者数は 3 日連続で前の週を上回っている、下げ止まりといった傾向の中で、こういった事態になったことは、止むを得ないことかと思っています。

基本的に神奈川県独自の指標を見ると、だいたいステージ 2 レベルではあるのですが、一都三県で共通してやっ払いこうといった中で、延長という形になりました。県民の皆様には大変申し訳ないことかと思っています。

その中で、緊急事態宣言が延長された東京、埼玉、千葉と、どういう形で手を組んでいくのかといったこと、どのギアを上げていくのかといったこと、様々に議論して、先ほど発表したところであります。

本日はこれらの点に留意しまして、緊急事態宣言後、当面の対応を協議したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。私からは以上です。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。本日の議題でございますが、県内の感染状況について、それから、緊急事態宣言に係る県の対応について、を予定しております。

はじめに、県内の感染状況について、いつものとおり直近のデータを反映したモニタリング指標の状況につきまして、阿南統括官から、概略をご説明いただきたいと存じます。

（阿南医療危機対策統括官）

はい、お手元の資料か前の資料をご覧ください。いつもと順番を変えて説明をする部分がございますのでご了承ください。

1 月の中旬にピークを迎えてその後下がってきている、右側のカレンダーを見ていただきますと、5 千数百というピークのところから急激に下がって、先週は 783 ということで、非常に下がっているところではありますが、ご存知のように今週に入りまして、先週に比べると下がりがあり目立っていない、下げ止まりとい

う表現になるかもしれませんが、そういった状態が続いているところです。

これを端的に示すものとして、新規感染者推移、大きな山を越えて下がってきましたが、ここ1、2週間は、同じような横ばいになっています。ただ指標としては、黄色い線の下、つまり、ステージ3を下回ってステージ2のレベルにはございません。8.92という値です。

この下げ止まりを別の表現で見ているのが5番目の資料です。100%前後が、前の週と今週が同じということでもありますので、前の左側の折れ線グラフで見ただけですと、前は70%ぐらいということで、ぐいぐいと下がっていったわけですが、こここのところ100%前後のところに戻っていますので、下げ止まっているという傾向ということでもあります。

実際、街中にどれくらいウイルスが浸透しているのか、陽性率で見ますと4パーセント前後のところ最近で固定されているところです。

病床利用に関しましては、赤色の実際に入っている患者さん。左側の棒グラフで見ますと、赤色の実際に入院している患者さんに対して、青色のところ、この幅が大きい。これは即応病床であり、実際に入れる患者さんということで、一見して、一定程度の余裕はある状況なのだろうということですが。

右側の折れ線グラフが最大確保に対する病床の利用率ということでありまして、黒い線、重症に関しましては、ステージ2のレベルですが、病床の全体の利用、あるいは中等症の利用に関しましては、依然黄色の上、つまりステージ3レベルに留まっている状況です。

深掘りをさせていただきますと、この即応病床に対する比率、一番ひどいときには、本当に100%の手前のところまで行っていました。現在は重症に関しては20%程度、中等症あるいは全体では40%程度、先ほど赤色と青色の棒グラフの比率で見ていただいたように、実際に使われているものは40%程度のところまで落ち着いているところです。

療養者全体としても同じようにピークを過ぎまして、黄色の線の下11.37まで下がってございます。その内部内訳を色分けして4つに分けているもの、赤色の重症はほとんどもう見えないところです。黄色が入院されている中等症、緑色が宿泊療養、青色が自宅療養、いずれも山を越えて非常に下がっている、相対的には下がっている状況でございます。

感染経路不明率は、50%前後でずっと推移してございますが、昨今は43.3%ですので逆転してございまして、感染経路が分かるものが半分を超えています。しっかりと疫学調査ができていることを反映しているのだろうと思います。

懸念されていますクラスター、実数でいきますと、医療機関、福祉施設、依然多いわけではありますが、皆さんのお手元にはない資料ではありますが、ざっくりと経過を折れ線グラフで見ると、左側が人数、右側が施設ベースですが、青色の線と

というのが施設、赤色が病院です。

やはり、ぐいぐいぐいと伸びてきていて、施設に関しましては少しピークを越えて下がり始めたところ、病院に関しましては、上がり止まっているところでまだ下がるところまでは見えてきていない。このあたりのところが、我々が注力すべき部分というところなのだろうと思います。

クラスターの特性というのは、一度発生しますと1か月半から2か月は終結しませんので、どうしても、さきほどの数字、これは、どうしても積みあがって大きくなっていくのですね。終結をまだしていないという判断をしますので、そういう意味で人数や施設数、非常に多く見えていますが、では、新規に発生するものは、ということで見ますとこのような状態でありまして、やはり1月のときには多かったのですが、昨今は、新規感染は減ってきています。

つまり1か月半から2か月ということですので、一番多かった1月の中旬期のものが、終結していくのであれば、今後このクラスターの数値、実際の積みあがった施設数、人数というものも下がっていくことが予想されると考えています

年代別ですが、直近1か月に関しては、右側の棒グラフで見ていただくと、赤色の30代がぐっと伸びた12月、1月は若年層が多かったのですが、ピークを過ぎて最近では若年層が下がり、相対的に高い年齢の比率が高まっています。一般的にいうと、患者が増えるときは若年層が増え、ピークを迎えた後は高齢者比率が高くなると、解析上では一般的にいわれておりますので、そのあたりが今示されていると思います。

亡くなられた方の比率は、特段大きく変化はありません。70代以上が依然9割を示している、これは医学的には一般的に当然といえるところであろうと思います。

これらを総じて表現するいつもの表であります。今回に関しては6個の数字指標のうち、1番目の病床逼迫率と、先ほど話したように下げ止まりを示しております5番目の指標が多いという表現です。この2つがステージⅢ以上に引っかかっている。それ以外の指標はステージⅡに入ったという解析結果でございます。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございました。ここまで状況についてご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

(副本部長(武井副知事))

一点確認ですが、昨日、一昨日ともに前日を上回っており、今モニタリング指標を見ても、直近1週間と前週2週間の比較を見ても、増加に転じている状況でありますから、これは下げ止まりが継続しているということなのか、それとも上

昇の兆しとして見るべきなのか、微妙なところですが、この点について専門家の目線から見てどう評価されるのでしょうか。教えてください。

(阿南医療危機対策統括官)

もう一度スライドを出してください。一つは本日出す予定ではありませんでしたが、青い棒グラフが新規発生、それに対して赤い折れ線が70歳以上の比率を示しております。これは一定程度の長さで見ないといけないのですが、何を示すかという、先の予測に一定程度使える可能性があるのではないかとされているものであります。

なにかというと、先ほども少しお話したのですが、患者さんが増えるときは若年比率が高くなり、相対的に高齢者の比率が下がると言われています。いわゆる第2波と呼ばれる夏の時を見ていただくと、小さな山ですが、山が上がっていくときは高齢者の比率が低いのです。しばらく経ちますと高齢者の比率が高く推移する。この第3波に関しましても、上がっていくときは赤線が低くなります。つまり、相対的に若年の比率が高くなります。

現在は赤い線がまだ高いということは、上昇に転じているということを断じる、推測するということではございません。つまり先ほどの御質問の内容に関しては、確かにこの3日間くらいは高いのですが、揺らぎの範囲にとどまっている可能性がまだある。やはりもう少し長いスパンで見て、これが続く傾向なのかということを見てみないと何とも言えない。参考となることとして、赤い折れ線グラフの比率が下がってくることがあれば、それは再度上昇の傾向が推測されるだろうと考えています。

(副本部長 (武井副知事) )

ありがとうございました。

(副本部長 (首藤副知事) )

阿南統括官の今の説明では、活動が活発な若い人が感染を広げて、それを高齢者に伝播させるというのが一貫した感染モデルという理解でよいですか。

(阿南医療危機対策統括官)

おっしゃるとおりです。背景としては感染というものは若い人から広がります。若い方が最初にウイルスを広げ、それが家庭内を通し各年齢に広がっていく。そのステップを踏んでいくので、過去の海外のデータもそうですし国内の例でも感染が増える初期の段階では若年者の比率が高くなる、裏返して言えば高齢者の比率が低くなる。この傾向がみられているので、この話をさせてもらいまし

た。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、先に進めさせていただきます。

ここから先は、緊急事態宣言の延長にかかるものですが、ここで1つ申し上げたいのは、今、国の方の動きは恐らく国会報告をしているあたりであって、正式に国の政府対策本部が開かれるのは午後8時と聞いております。従いまして、今の県の対策本部では緊急事態宣言、延長ありきで議論させていただきますが、形式的には国の政府対策本部会議で決定後にここで決まったことが、効力と言いましようか発生するということになります。

時系列的にはこの会議の方が前になりますが、議論としては延長が決まった前提で議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

お手元の資料、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長(案)」ということで、これは今朝の諮問委員会で出された資料から入手したものでございます。

この記の1番にありますとおり、令和3年1月8日から3月21日までとする。ただし、実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除するという考え方が1番にございまして、その対象区域は2番で、本県を含む一都三県と、今回の諮問の内容のメインはここでございます。

次の資料になります。新旧対照表、本日、基本的対処方針の全体は資料としてお付けしておりません。と言いますのも、新旧対照の対象が非常に少ないということでございます。

1ページ目は、本当に時点だけの話でございますので省略させていただきまして、2ページの左のアンダーラインが引いてあるところ、ここは3月21日まで一都三県を延長するという部分の変更でございます。

同じ内容が3ページの下の方にアンダーラインが引いてございますが、これも一都三県において、3月21日まで延長するという事に伴う文章の変更でございます。

5ページまで行きまして、若干アンダーラインが引いてございますが、政府は緊急事態宣言措置区域であった都道府県と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等やデータ分析を実施するという表現が加わっています。

それから1番最後の6ページですけれども、感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査については、感染状況の改善に伴い、改めて対応を強化すると、また、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のための調査を含め

た強化を図る。

これだけが、今回の変更でございますので、基本的に、国の対処方針に大幅な変更はないという御理解をいただくための説明でございます。

引き続きまして、今回の緊急事態宣言の一都三県の延長に関しては、分科会は開催されておられません。お手元にある資料は、前回2月25日に、中京圏、関西圏、福岡ですね、そこを解除したときに、解除後の地域におけるリバウンド防止策について、分科会から提言がありました。本県の場合、解除されておられませんので、このペーパーが直接かかわることはないのですが、今後も含めまして、あるいは示唆に富んだ内容が入っておりますので、若干説明させていただきたいと存じます。

おめくりいただきまして、右下、小さな3ページでございます。リバウンドの予兆の探知ということで、都府県は、様々な指標を用い、リバウンドの予兆を早期に探知していただきたい。

感染の状況が下げ止まりした都府県は、隠れた感染源を早期に同定するため、いわゆる深掘りの積極的疫学調査、これを実施していただきたい。

国及び都府県は、地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、いわゆるモニタリング検査として無症状者に焦点を当て、幅広くPCR等検査を実施していただきたい。

都府県は、高齢者施設職員に対する定期的な検査を着実に実施して頂くとともに、国も支援していただきたい。

5番ですが、感染者が、高齢者施設において感染者が1例でも確認された場合には、支援チームを迅速に派遣できるようにしていただきたい。

こういったことが、解除後の地域において、リバウンドの予兆の探知ということで求められるわけですが、当然、緊急事態宣言が当てはまる地域では、これ以上のことが求められるかと存じます。

次のページ右下に4ページと小さなページがふられているところ、おわりにというところがございます。これは、我々の肝に銘じなければいけない表現がございます。

緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策がおろそかになりやすく、リバウンドが誘発される懸念がある。解除後のリバウンド防止には、国、自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が緊急事態宣言中と同様、不可欠である。

変異株拡大への対応、ワクチン接種に関わる膨大な業務量を考慮すると、保健所、医療機関等々への負荷を可能な限り軽減しておきたい。今、まさに社会を挙げてリバウンド防止に取り組むべきと、こういったことを分科会から、緊急事態宣言解除後の地域において、しっかり気を付けてくださいということでございます。

下に、別紙というものがございまして、これも解除後の地域ということを念頭に

入れた上で、参考までにとのことですが、会食の在り方について、換気がよく、座席間の距離も十分、アクリル板も設置され、混雑していない店を選択。食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで、ということでございます。

別紙2へ移りまして、外出はすいた時間と場所を選んで。解除後ですから、外出自粛については若干弱まっているというイメージからこういった表現になっていると思います。特に、平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。花見は宴会なし。仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。こういったことが示されておりますので、緊急事態宣言が2週間延びた本県においても、ここで取り入れられるものは取り入れていきたい、ということでございます。この資料の説明は以上でございます。

続きまして、緊急事態宣言の延長に係る一都三県の共同取組、先ほど一都三県の4人の知事が、Web会議によりまして、この共同取組を合意いたしました。

延長期間中において、不要不急の外出自粛、事業者向けには時短要請20時まで、県内都内全域協力金一律6万円、さらに呼びかけに関しましては飲食に際は昼夜に問わずマスク飲食、黙食、個食、静美食、ランチの時もこういったことを呼び掛けていく。花見等の年度末・年度当初のイベント等関連の呼びかけ。基本的な感染防止策であるマスク・手洗い・アルコール消毒等々の呼びかけ。テレワークの徹底に向けた共同の取り組み。これをやっていきたいと思いますということ合意されております。

また、宣言解除後についても一定の方向性を出してございます。緩和期間ということで、事業者向けに関しては宣言が解除された以降も時短をお願いします。時短については21時まで、協力金一律4万円ということで、この時短要請の財源等については国に要望していく。その他の不要不急の外出自粛テレワークの徹底について、宣言解除後の緩和期間でどうするかについては別途調整をするということでございます。

裏もございまして、感染拡大を徹底的に抑えるため、今後国に要望していくこととして財政支援や水際対策について要望していくことを確認をしたところでございます。

こうしたものを参考にしながら、特に延長期間中の一都三県の共同取組、これを本県としてしっかりと踏まえる、ということが必要になるという資料でございます。

以上の関係資料を踏まえたうえで、次の資料、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針でございます。

緊急事態措置期間中について、県は実施方針を定め、その実施方針に基づいて対

応していくということでございますので、今回の延長を踏まえて、本日付で一部改訂したいと存じます。

1 ページをご覧いただきたいのですが、1 番、措置を実施する期間につきましてこれまで、3 月 7 日としていたものを 21 日に期間延長するものです。

2 ページお開き下さい。まずアンダーラインがいくつかございます。これは法改正、特措法の改正に伴ってそのベースとなる関係条文を整理したものです。

まず一番頭にごございます法 24 条 9 項に基づき業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。これを新規に入れさせていただきましたが、これは当然、今までもやっております。

県の実施方針については国と協議するという整理になっておりまして、事前に協議をさせていただく中で、業種別ガイドラインを遵守するよう 24 条 9 項に基づいて要請する、という表現をしっかりと入れてほしいという国の要請がありましたので、これを入れさせていただいております。これまでも当然やってきております。

それから本県におきましては、何段階か、時短の要請の変遷がございました。1 月 8 日から 1 月 11 日の間は横浜・川崎に対して 24 条の 9 項に基づき時短要請を行ってまいりました。

次に 1 月 12 日から 3 月 7 日までの間につきましては 24 条 9 項に基づいて、時短要請を全県の飲食店等に対し行った上で、その要請に応じない店舗に対しては、45 条 2 項の要請等必要な措置を行う。この考え方のもとで 45 条 2 項に基づき 3 回に分けて現在要請に応じていない店舗について文書によりまして 3 月 7 日までの時短のお願いしているところでございます。

次に 3 月 8 日から 21 日までの間、今度は、また新たな 2 週間でございますが、全県の飲食店等に対し法 45 条 2 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業ということで、ベースとなる法令の根拠条文が変わってまいります。

また、当該要請に応じない店舗に対しては、国の事務連絡を踏まえて 45 条 2 項の再度の要請及び同条 3 項の命令など必要な措置を行う、こういう書きぶりにさせていただきました。

特措法が改正、施行されましたのが 2 月 13 日でございますので、1 月 12 日から 3 月 7 日までの間に特措法が改正されました。

特措法が改正されるときに既に適用されていた 1 月 12 日から 3 月 7 日までの間については、それまでの一般的な要請である 24 条 9 項に基づき業界全体に対して要請をし、個別店舗、要請に応じていただけていない店舗に対しては 45 条 2 項、こういう対応でございましたが、3 月 8 日から 3 月 21 日までの間は新特措法、改正特措法に基づいた対応になりますので、45 条 2 項に基づき業界、飲食業態に対して時短要請を行い、要請に応じない店舗については 45 条 2 項に基づく再度の個別



要請、さらには命令、こういった進んでいくということでございます。テクニカルな修正でございます。

続きまして3ページでございます。これは一部削除がございます。3ページの(6)その他、鉄道事業者に対し、終電時間を繰上げの前倒し等を要望する。これは既に要望し、皆様ご案内のとおり各路線、当初3月を予定していたものを繰り上げていただき、実現されたということでございますので削除させていただきました。

次に3ページの4番でございます。緊急事態措置の実効性を確保するための対応ということで3行目のなお書きから読ませていただきます。

2月8日以降、前回の延長の際は、県の感染防止対策取組書、市町村が作成するステッカー、こういったものを協力金の支給の条件に加えるという方針でしたが、さらに3月8日以降はマスク飲食の推奨、これを協力金の条件に加えたいというものでございます。

4ページをご覧頂きたいと存じます。4ページ中段にアンダーラインの引いてあるところがございます。これは先ほどの一都三県に対する解除後の方針を一定程度踏まえたものでございます。緊急事態宣言の解除後、時短営業の要請については、段階的に緩和する。飲食店等に対する時短営業の要請は、年度末の3月31日までの間、21時までとするということで、21時までという1都3県の協働の取り組みを踏まえさせて頂きました。

また、終期に関しましても、3月31日という年度末というところを1つの節目として置かせていただいております。

以上、実施方針について、このたびの国の2週間の延長に伴う改正をさせていただきたいということでございますが、ここで先ほど私のほうから申し上げた協力金の条件に関して、マスク飲食を推奨するということに伴い、協力金の第7弾ということについて、次に資料がございますので、本部員（産業労働局長）から、ご説明をお願いしたいと存じます。

（産業労働部（産業労働局長））

産業労働局です。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾について案というA4横長の資料をご覧頂きたいと思えます。

まず、1の概要で、要請対象施設については今と同様です。2つ目の時短要請内容についてはまず、①として、今回、緊急事態宣言の延長に伴う要請、これは3月21日までと想定されておりますので、ここは現在と同様に20時までの時短要請という内容になっております。

それからもう一つ、今の県の実施方針に位置付けられておりました、宣言解除後の段階的緩和措置に応じた協力金もお出ししようと思っております、これが3

月 31 日までの 10 日間というふうに位置付けられておりますので、ここは 21 時までの時短要請ということで考えております。要請対象地域は県全域、想定対象店舗数は現在やっているものと同様 52,687 店舗と想定しております。

3 番、必要な所要額でございますけれども、緊急事態宣言の延長期間 3 月 21 日までの間として必要な額は 52,687 店舗に 1 日 6 万円を支給して 14 日間で約 443 億円、宣言解除後の段階的緩和措置期間について必要な額は同様の店舗数に 1 日 4 万円で 10 日間ですので、約 211 億円となります。その下に米印が書いてありますけれども、このほか事務費も計上ということで、事務費を約 6 億円強というふうに見ておりますので、全体を合わせますと大体全体で約 660 億円の所要額ということになります。

4 番のその他のところに記載がございますように、新たにマスク飲食についても、協力金の支給要件に加えるということでございます。それから一番下のポツで併せて、申請店舗がアクリル板等の遮蔽物を人と人との間に設置しているかについてのアンケートも実施したいというふうに考えております。

この最後のポツについて若干補足で説明させていただきたいと思っております。アクリル板等については、今現在県では無償貸与事業を実施しております。その無償貸与事業は、想定で年度内 1 万枚ということで始めたところ、申し込みが相次ぎまして、現在は約 8 万 7 千枚を超えるお申し込みをいただいて規模が拡大しております。

この事業では貸付期間の終了後、アクリル板等を市場価格の約 8 分の 1 の値段でお買取りをいただくことが可能です。アクリル板を買い取っていただいた事業者については、継続的にアクリル板を設置していただけるお店だということで、県民の皆さんにより安心して飲食していただける店と考えて、今まで買い取りいただいた約 1,000 店舗をリスト化して無償貸与のホームページのところに実は掲載をしております。

ただし、リスト化できているのは無償貸し出し事業を通じてアクリル板を買い取った店舗だけということで、店舗自ら既に設置していた場合やビニールシートで遮蔽しているところは、リスト化できていないということで、ある意味不公平な状態にもあるのだろうというふうに考えています。

そこで、協力金第 7 弾の申請の時に併せてアンケートをお送りして、それにご記入を頂いて、自ら購入したとか、ビニールシートとか板で遮蔽しているというところも含めて、リスト化を図りたいというふうに考えています。

これによりまして、分科会でも言及された、アクリル板等の設置店舗というのを県民の皆さんにお知らせをするとともに、飲食店のさらなる感染防止対策を促していきたいと考えております。以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。ありがとうございました。ここまででございますが、緊急事態宣言の2週間延長に伴って、冒頭本部長からもお話がございましたが、ギアを一段上げるということで、一都三県でも県民、都民への呼びかけで、昼夜を問わずマスク飲食、ランチの時もマスクをとるところを合意したところでございます。これを店側からも積極的に推奨していただくということで、これを徹底していただくということで協力金の条件に付すということが、この2週間の特徴ということを事務局のほうで整理をさせていただきました。これにつきまして、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(副本部長 (小坂橋副知事))

最後の方の話で確認させてください。解除後の取組の部分なのですが、まず一点、確認したいのが、解除されれば、皆さん今回延びた訳ですから、早くフリーの状態になっていただきたいという思いもあろうかと思いますが、今回の中では6番の2つ目のマルのところ、「解除後も時短営業の要請について、段階的に緩和する」と、解除されてもすぐにはフリーにはならない「段階的に」という言葉が付いてくる訳ですが、これはマストと理解して考えなければいけないということでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。マストと言いましょうか、先程分科会の方からも緊急事態宣言解除後のリバウンド防止ということで、解除後はどうしても気が緩むので、こういったことをしっかり取り組んで欲しいとご説明をさせていただきました。

今回は緊急事態宣言の延長2週間という比較的短い期間でございますので、その後も引続き、と言いましょうか、緩むことなく、こういうことをやっていくのだ、ということを含め今の段階から方向性を示しておかないと、事業者も飲食業等も2週間後の準備を始めてしまうということもございますので、ある程度段階的に緩めていく、ご迷惑をおかけいたしますけれども、そろそろ解除していくという方向を今から明らかにしていくことによって、気を緩めないでいただきたいという、そういう想いで、今の時点で実施方針に入れさせていただいた、ということでございます。

(副本部長 (小坂橋副知事))

わかりました。今日の説明が変更点だけだったので、その部分は飛んでいましたけれど、国の方の対処方針の中には、「緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行う」ということが明示されておりますので、それを受けた形と理解

してよろしいですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。国の対処方針の考え方、更には分科会の考え方を踏まえて、今の段階で示した、ということでございます。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございます。

もう1点確認させてください。その同じところの説明で、解除後の時間軸としては、3月31日までということが記載されています。ご説明の中で、年度末ということで一つの節目というご説明がありましたけれども、それ以外にも例えば国の方が何か示しているものの中で、「3月31日までに」、みたいなお話がありますでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

国の方は、特に、3月31日ということをなんらかの形で、明らかにしているということにはございませんが、緊急事態宣言対象地域に対する協力金について、いろいろ財源手当を国の方でやっていただく中では、年度末までは、国としても協力金に対してしっかりと支援をしていくという形を関係省庁で合意しているということでございますので、これは役所的で恐縮ですけど、3月31日まで延ばすということであれば、一定程度の財源的な措置も国の方でされているという情報を頂いておりますので、3月31日ということにしております。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございました。今の話で追加確認なのですが、国の方で3月31日までは財源的な補償が見込まれているということなのですが、その中で、産業労働局の説明の中で、6万円という、これは宣言期間中なので6万円ということは結構なのだと思いますけれど、宣言後は4万円という数字が示されておりますけれど、これも国の方から一定程度明確に示されているという理解でよろしいですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、国の方からは、緩和、段階的緩和の期間については21時までということであれば、4万円ということが既に示されておまして、既に解除された自治体はそれを使って4万円を支給しているという事例もございます。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございました。

(副本部長 (武井副知事))

私の方から確認したいのですが、実施方針の2ページ目、上から8行目あたりに、〔1月12日から3月7日までの間〕ということで、この間は24条9項で要請をして、要請に応じない店舗については、先程局長が説明したとおり3回に分けて文書で個別に要請していますが、これは45条2項に基づく要請ということでした。

もし、45条2項の要請に応じなければ、45条の3項で命令、或いは命令にも応じなければ、状況によって罰則の適用もありうるという、法律のつくりになっている訳ですけれど、これについて、3回要請している中で、今回、緊急事態宣言が延長されましたから、既に個別店舗に対して45条2項に基づく要請が、この延長によってどういう扱いになるのか、国に確認していることもあると思いますので、国の見解も含めて少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは説明させていただきます。改正特措法に伴って、国の方からは施行通知ということで、いわゆるガイドラインが示されています。緊急事態宣言が延長された場合、事実上は続く訳ですけれども、あくまでも新たに8日から21日まで緊急事態宣言が設定されるということでございますので、これまで要請している個別店舗への要請内容は、文書であくまでも「3月7日まで時短に応じてください」、そういう文書になっておりますので、基本的には制度的にもゼロクリアになります。

3月7日をもって今の要請、45条2項で要請しているもの、これは一旦切れまです。従いまして、3月8日から21日までの間に改めてそれらの事業者に対しては、もう一回要請をする、ということが必要になります。

国の方の見解ですけれど、まずは事業者に対して、45条2項による個別の要請をする際には、いつまでお願いするのか、しっかりと書き込んでくれということでございますので、我々が3回に分けて個別店舗に文書を送った際には、3月7日まで時短に応じてください、という終期をはっきり書かせていただいています。

従いまして事業者が持っている紙というのは3月7日を越えると、ある意味効力が無くなってしまいますので、改めて3月8日以降について、それらの個別店舗を実態調査し、再度文書によって、21日までの間時短要請をお願いします、というものをもう一回やるというのが正しいやり方でございます。これは国にも確認しています。

(副本部長 (武井副知事))

ありがとうございます。制度的・効果的にはゼロクリアということなのですが、当該店舗に対しては、職員が何度も実態確認していると思うので、ゼロクリアされたとしても、次の緊急事態宣言の期間中における 45 条 2 項に基づく個別要請については、既に実態を確認しているということを踏まえて、速やかな対応をできるだけやっていただけるよう、お願いしたいと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

今、副本部長 (武井副知事) からお話があったとおり、現在の緊急事態宣言下の中で、45 条 2 項で文書によって、要請を個別店舗にした事業者に関しては、何度も行って、文書をお渡ししております。

実態を把握している状況がございますので、新たな 3 月 8 日から 21 日までの間も、事前に「いついつまでに閉めていただかないと要請文書を持ってきますよ」という、告知は要らないかと存じますので、省略できる手続きは省略させていただいて、できる限り要請に早く応えていただくよう、お願いしていききたいと思います。

(本部長 (知事))

今の点に関して、昨日記者の方から聞かれたのですが、他の自治体では、終わりの期限を書かないで出していて、そのまま続けて、ゼロクリアしないで、できるようになるという話がありましたけれども、その辺りはどうなのですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

要請文書を送る際には、知事からも様々な場面で、慎重に、丁寧にとということがございますので、一つ一つの文章内容について全部国にチェックをいただいております。国の施行通知、いわゆるガイドラインの中でも、いつからいつまでというのを事業者に対して文書で示してください、ということですので、先ほど申し上げたとおり、事業者に個別にお願いしている文書の中には、3 月 7 日まで時短をお願いしたいとはっきり書いてございます。

ところが別の県、別のところでは、緊急事態宣言が解除されるまでという、そういう表現をしております。これは行政手続き上、終期をはっきりと明示しないということになりますので、国からは、緊急事態宣言が解除されるまでという表現ではなくて、終期をはっきり書いてくださいという助言をしたそうでございます。

ところが、その助言を当該自治体はお聞きにならないで、そのまま文書を出した。そうすると事業者からは緊急事態宣言が解除されるまでというのを受け取っていますので、今回 2 週間延長されましたけれど、逆にいえば、緊急事態宣言の解除が 21 日まで延びてしまった。国の助言に従わないでそういった表現で出しまし

たけれども、法的に解釈すれば、そこは改めて要請文を出し直さなくてもいいということになってしまいました。

我々の方が正しい手続きをしている。その結果、手間がかかってしまうということではございますが、行政手続き的に間違った対応を神奈川県がしているということではございません。

(本部長 (知事))

こういったことがどれだけ続くかわからないけれど、延長されるたびにリセットされるというのはおかしいですね。だから、緊急事態宣言が解除されるまでというふうに国の方針も変えた方がよいと提案すべきだと私は思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

文書の受け手からすると、緊急事態宣言が解除されるまでと、行政手続きからすると、何月何日までというのを明示してやるというのが基本だと考えておりますので、そこは今回、我々が逆に丁寧に行ったことによって、個別に要請している事業者にもう一回お願いしなければいけなくなったと。その不便性をお伝えして、今後、あつてはいけないと思いますが、緊急事態宣言時にそんな文書表現でも許されるのかどうか、それを許容していただくような、そういう事例があったということは国に伝えたいと存じます。

(副本部長 (武井副知事))

今の件に関して言えば、45条2項というのは行政指導ですね。行政指導のやり方というのは行政手続法という法律で手順が決まっているわけです。ですから、終期を緊急事態宣言が終わるまでというような形で明確にしないやり方が、行政手続法の規定上許容されるかどうかというのは解釈の問題なので、そこは改めて国に確認を試みる必要はあると思うのですね。

その上で、許容できるということであれば、今知事がおっしゃったような形で、何度も何度もゼロクリアをしてせっかく実態調査をして積み重ねてきたものを、なくしてしまうことがないような形で、国に働き掛けていくということも当然あり得ると思いますのでよろしくお願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

わかりました。他にいかがでしょうか。

それでは本部長に伺います。緊急事態宣言の延長に伴いまして、神奈川県の実施方針について、修正された案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。実施方針につきまして、次回の協力金について、マスク飲食の奨励を条件とすることを含めて、決定をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、神奈川県に対処方針、これについて若干の変更をさせていただきたいと存じます。ただいま本部長にご了解いただいた実施方針は、あくまでも緊急事態宣言が出たときに特別に作る実施方針でございますが、こちらの対処方針というのは、緊急事態宣言の有無にかかわらず、県ではコロナ対策として、こういったことをやっていくという、より大きな構えの方針でございます。これについて、最新の時点修正をさせていただきましたので、私の方で一部説明をさせていただきます。

おめぐりいただきまして、2ページでございます。2ページの下から2段目にカタカナのイがございます。ご案内のとおり、特措法が改正され、平時と緊急事態宣言の間というイメージになりますが、まん延防止等重点措置が改めて位置付けられました。従来はウ 緊急事態宣言が出された際の対応は、実施方針を別に定めて、緊急事態措置を実施するという方針でございましたが、まん延防止等重点措置、これも法で位置付けられましたので、間にイとして、まん延防止等重点措置の対象となった場合には、まん延防止等重点措置に係る実施方針、これを定めて、まん延防止等重点措置を実施していくという構えを入れさせていただいたところがございます。

また、大きな変更点として、3ページの一番下のマルでございますが、医療提供体制にかかわる変更でございますので、恐縮ですが、阿南統括官からご説明をお願いします。

(阿南医療危機対策統括官)

皆様、ご存じのように第3波の時に我々は患者の急増に対して病床拡大に苦慮したわけでありますので、ここのところの振り返りに基づき、次の一手を打つことに関して、2月26日に感染対策協議会を開き、その中で方向性を認められた、フェーズ分類というものがございます。

これを、この対処方針の中にしっかりと入れておかないと今後の議論が出来ませんので、ここの改変をさせていただきます。少し読ませていただきます。

医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準であるス



ページの動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、病床確保フェーズとして、改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況又は減少状況等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して、神奈川モデル認定医療機関に病床拡大等の要請を検討する。なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

以前は、2週間で拡大ということにしていますが、やはり一定期間もう少し欲しいという声がありますので、3週間というふうにさせていただきました。この実際の表を5ページのところに、5段階のフェーズに関しまして、分かりやすい表を付けさせていただきます。以上です。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございました。ただいま阿南統括官よりご説明があったものは、先の感染症の協議会で一定程度合意いただいたものを、本部会議として県の方針に位置付けて方針決定していただきたいという主旨かと存じます。

変更点は大きくこの2点でございます。その他、時点修正は省略させていただきたいと存じます。これらに関して何かご意見等がございましたら、お伺いいたします。

(畑中医療危機対策統括官)

病床の確保フェーズという概念をしっかり入れ込もうという、受け皿の話だと思うのですが、ステージ2からステージ3に上がってステージ4に上がっていくことに対して、しっかりと病床を合わせていくという考え方が重要であるという、我々の学びを形にしたものであります。

一方で、緊急事態宣言がこれだけ延長されているのかといいますと、蔓延が一気に拡大してしまった、なかなか打ち消せないところまで火の手が広がってしまった、鎮火し切れていない我々の現状があります。これは、初手のスピード感というか、感染拡大に対して早い段階で介入する打ち手が遅かった。ステージ2からステージ3になる時、あるいは3から4になる時ということを明確に確認しながら、その時に必要な行動抑制、自粛などを県民に協力を仰ぐ、政府に対して仰ぐことについて、もう少し前倒しして明確に打ち出していく必要が、当時11月末から12月にかけてあるべきであったのではないかとこのころです。

受け皿は、こういう形での整理だと思うのですが、そもそもの患者発生を早く抑え込むということがあって、はじめて医療が耐えられると思いますので、そういったことが重要だという振り返りが、今回、延長が更に延長になったということでもありますので、一言お話ししておきたいと思いました。重要な点は、早く意思決

定をすることであり、今回も、仮にリバウンドした場合も、同じようなスピード感でやるのではなく、早く手を打つということがあってはじめて、次の解除に向かえるのではないかと思います。

(本部長 (知事) )

今の点、非常に重要なことだと思います。これまでずっとやってきた中で、試行錯誤の連続だったと、こういう言い方をしてきましたが、しかしそうは言いながらも1年以上経っているので、学んだことがいっぱいあるわけですね。

まだまだ闘いが続くので、目の前のことを追いかけていけばいけないのだけれど、どこかで、今までやってきたことを、途中でもいいから、総括するというか、検証するというか、そういったこともやっていくべきなのではないかなと。

振り返ってみると、あの時、本当はこうだったのではないのかといったことをしっかり検証して、その情報を共有することによって、次に同じような状況が来た時に、そういったことを活かしながら、新たな決断をやっていけることに繋がるのではないか。

そういう作業は、今まで余裕がなかったけれど、そういうふうなことを、考えた方がいいかもしれないと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長) )

ただいま、本部長から、しっかり検証・総括する必要があるということがございましたので、しかるべき時期にまた、しっかりと本部会議でもって、検証・総括をしたいと考えております。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、神奈川県の対処方針につきまして、先ほどの蔓延防止の関係と、それから阿南統括官よりご説明いただきました感染症対策協議会の合意事項、これを溶け込ませる形で修正したもの、これで本部長、決定してよろしいでしょうか。

(本部長 (知事) )

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長) )

ありがとうございました。以上で、緊急事態宣言中の本県の取組について、方向性が決定したところでございますが、ここで教育委員会から基本的な対応について資料が出ておりますので、教育長からご説明をお願いします。

(教育部 (教育長))

教育長でございます。

ただいまの県の実施方針を受けまして、県教育委員会の基本的な対応でございます。

資料の1 公立学校ですが、(1) 県立学校は、アの最後に書いてありますが、これまでの1月8日からの対応を継続するものでございます。

具体的には、高等・中等教育学校につきましては、時差通学、短縮授業。特別支援学校についても、時差通学、短縮授業を引き続き徹底していくものです。

枠の中のイ 卒業式ですが、高校の卒業式は大半が、3月2日、3日でございましたが、一部の高校ではこれから、特別支援学校も卒業式はこれからでございます。これまでと同様の感染症対策をとりながら実施していきたい、高校の保護者の参列等は1名とはなりますが、参列も可としたい、と考えております。

オ 入学者選抜でございます。共通選抜は終了しておりますが、2次募集、定時制、通信制はこれからでございます。感染防止対策を徹底し、予定どおり実施していきたいと考えております。

それから、(2) 市町村立学校につきましては、それぞれの地域の感染状況に応じた対策をとるよう、引き続き市町村教育委員会に要請してまいりたいと思っております。

裏面になります。2 社会教育施設ですが、こちらにつきましても、引き続き、図書館を除いて臨時休館する。という形でございます。

以上の公立学校、社会教育施設の対応は、この本部会議が終わりましたら、結果を受けてという形で、本日付で、県立学校、市町村教育委員会に通知を發出したいと思っております。

参考で、これは前々回から付けております。既に、県教育委員会のホームページにもアップしておりますが、児童・生徒の感染者の発生状況でございます。1月と2月を比較すれば、全体の流れと、同じような傾向になってきております。

以上でございますが、県教育委員会といたしましては、宣言の延長ということでございますので、引き続き、緊張感をもって、しっかりと対応したいと思っております。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。そのほか、各構成員から報告事項等ございましたら、お願いいたします。

(本部長 (知事))

社会教育施設における対応の最後のところで、講座等イベントについては、延期

又は中止するとありますが、原則は入れなくてよいですか。全部、延期又は中止でよいでしょうか。

(教育部 (教育長))

基本的に、1月8日からの、緊急事態宣言が出されている中においては、延期または中止という形でやってきております。

工夫しながらできうる部分があったとしても、イベントという形での銘の打ち方はしておりません。

したがって、延期または中止、基本的には、延期の方向で探って、日程調整をしてきています。

(本部長 (知事))

みなさん本当によいですか、原則と入れなくても大丈夫ですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

補足させていただきますと、先ほど本部長にご了解いただきました、県の実施方針の4ページ 5 県機関の取組という項目がございます。

県民利用施設については、県の基本方針に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図るとございます。

これが知事部局における統一的な見解でございます。これを踏まえて、教育委員会としては、所管施設のイベント等については延期又は中止の形をとっているものでございます。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

国際文化観光局です。先ほどは、教育委員会の社会教育施設の話がございましたが、同じような施設として、私どもの所管として、近代文学館等がございますけれど、こちらの方は原則として、予約済のものはやらせていただく、としておりますので、副本部長 (くらし安全防災局長) がおっしゃるとおり、原則という形でございます。参考に付け加えさせていただきました。

(本部長 (知事))

近代文学館は社会教育施設ではないのでしょうか。

(国際文化観光部 (国際文化観光局長))

教育委員会の資料の社会教育施設ではないという整理をしております。

(本部長 (知事))

了解しました。

(副本部長 (武井副知事))

図書館に関しては、基本的に前回、緊急事態宣言が出されたときに、社会教育施設もクローズにするという議論があったのですが、図書館に関して言えば、受験生の居場所でもあるので、休館にせず、ただし、終了時間を19時まで前倒しにし、感染防止に万全を期し、社会教育施設全般が休館の中で、例外として、条件を付して開けるということにした経緯があります。

その中で、原則、他の社会教育施設が閉まっている中での、受験生、その他の方の居場所としての措置ですので、色々な講座やイベント等はありませんけれども、こういったイベント等については、他の社会教育施設との並びの中で、中止又は延期という形であると、私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

(教育部 (教育長))

基本的に他の博物館、美術館が休館にしている中で、図書館については、子どもの居場所、受験生が勉強する場、そういった居場所というとらえ方をして、前回のところで、図書館は開いていこうとされました。

しかし、そこでやる講座ですとかイベントについては、博物館、美術館を基本的に閉館している、という考え方からすると、人の流れを止めるという意味合いが緊急事態宣言の中で求められており、図書館の開館とは、別の意味合いを持っているという認識で、図書館の講座やイベントについては、延期又は中止で調整をしているという状況です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今日様々議論いただきましたけれど、県が決めた方針等につきまして、知事から県民の皆様にメッセージをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(本部長 (知事))

それでは知事メッセージになります。

本日、国は、本県を含む首都圏の1都3県に発出していた緊急事態宣言を、3月21日まで2週間延長しました。

本県では、県民や事業者の皆さんのご協力のおかげで、新規感染者は減少傾向で推移し、病床のひっ迫具合などを除いて、ステージⅡの水準まで改善しました。

本県単独で見れば、緊急事態宣言を解除できる状況にあると考えていますが、1

都3県で共同歩調をとろうと決めていたこともあり、延長となったことについては大変申し訳なく思っています。

一方で、ここ数日、新規感染者数も下げ止まりの傾向を示しています。また、変異株による感染の再拡大も懸念されるなど、依然として予断を許さない状況です。

感染のリバウンドを回避し、緊急事態宣言を期間内に終わらせるために、外出の自粛や飲食店における20時までの時短営業など、これまでの取組に加えて、急所といわれる飲食の場における、一段ギアを上げた対策の強化が必要です。

そこで、県民や事業者の皆さんに、次の事項について、特に徹底していただくようお願いいたします。

〔県民の皆さんへ〕

- 外食は、昼夜を問わず、会話する時はマスクをつける「マスク飲食」を徹底してください。ランチの時もマスク飲食です。併せて、「黙食」「個食」の実践をお願いいたします。

また、感染防止対策取組書の掲示がある、混雑していない店を選び、複数で食事をする場合でも、いつものメンバー、少人数としてください。

- これから、卒業や異動のシーズンを迎えますが、歓送迎会や謝恩会、卒業旅行は控えてください。花見は宴会なしでお願いします。

〔飲食店の皆さんへ〕

- 利用客の皆さんに、「マスク飲食」を推奨してください。

県では、3月8日からの時短要請にあたり、感染防止対策取組書等の掲示に加え、「マスク飲食」を利用客に推奨することを協力金の支給条件とします。

- 店舗におけるアクリル板の設置、二酸化炭素測定器などを活用した換気や入店制限など、感染防止対策の強化をお願いします。県では、事業者が行う感染防止対策への支援策を用意しています。

県は、緊急事態宣言が解除されても、時短要請については段階的に緩和しながら、感染の再拡大防止を図っていきます。

神奈川県は医療提供体制はさまざまな創意工夫により、強化されていますが、新規感染者数をさらに減らすために、皆さんと心をつなげて、この緊急事態を乗り切りましょう。よろしく願いいたします。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは3月8日からの延長に向けて、さっそく飲食関係の業界団体に45条2項に基づく要請、業界全体に対する要請をしなければいけないので、関係局に関してはひな形をお送りさせていただきます。それぞれの関係団体に、必要に応じて、できれば本日のうちに発出していただければと思います。

以上をもちまして、本日の本部会議を終了させていただきます。お疲れ様でございました。